



2026年6月25日

各 位

会社名 ニ ッ タ 株 式 会 社
代表者名 代表取締役社長 北村 精一
(コード番号 5186 東証プライム)
問い合わせ先 取締役兼常務執行役員
コーポレートセンター長 懸上 耕一
(電話番号 06-6563-1211)

従業員持株会に対する譲渡制限付株式としての自己株式処分に関するお知らせ

当社は、2026年5月15日の取締役会において、ニッタ従業員持株会（以下「本持株会」という。）を通じて譲渡制限付株式を付与する制度（以下「本制度」という。）の導入を決議しております。本日開催の取締役会において、以下のとおり、本持株会を割当予定先として、譲渡制限付株式としての自己株式の処分（以下「本自己株式処分」又は「処分」という。）を行うことについて決議しましたので、お知らせします。

1. 処分の概要

(1) 払込期日	2026年9月25日
(2) 処分する株式の種類及び株式数	当社普通株式 43,500株 (注1)
(3) 処分価額	1株につき6,230円
(4) 処分価額の総額	271,005,000円 (注2)
(5) 処分方法	第三者割当の方法による
(6) 割当予定先	ニッタ従業員持株会 43,500株
(7) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による臨時報告書を提出しております。

(注1) 上記(2)「処分する株式の種類及び株式数」は現時点での処分する見込株式数であり、実際の処分する株式数及び処分価額の総額は、本持株会未加入者への入会プロモーションや本持株会の加入者への本制度に対する同意確認が終了した後の対象従業員（以下に定義する。）の人数に応じて最終的に確定する見込みです。

(注2) 本日現在の見込金額であり、上記(2)の「処分する株式の種類及び株式数」に上記(3)の「処分価額」を乗じた額となります。

2. 処分の目的及び理由

当社は、本持株会に加入する当社従業員のうち、本制度の対象となる当社管理職の従業員（当社が定める職能資格制度における資格等級[MG職及びSP職1～2級]に属する当社の従業員をいう。ただし、払込期日において定年退職済みの者は除く。以下同じ。）であって、本制度に同意する者（以下「対象従業員」という。）に対し、本持株会を通じて当社が発行又は処分する当社普通株式（譲渡制限付株式）の取得機会を創出することによって、対象従業員の資産形成の一助とすることに加え、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与することにより、対象従業員が株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、本制度を導入しております。今般、本制度に基づき、本自己株式処分を行うことを決議いたしました。

本制度の概要については、以下のとおりです。

<本制度の概要>

本制度においては、対象従業員に対し、当社普通株式（譲渡制限付株式）付与のための金銭債権（以下「本金銭債権」という。）が支給され、対象従業員は本金銭債権を本持株会に対して拠出することとなります。そして、本持株会は、対象従業員から拠出された本金銭債権を当社に対して現物出資することにより、譲渡制限付株式としての当社普通株式の発行又は処分を受けることとなります。

本制度により、当社普通株式を新たに発行又は処分する場合において、当該普通株式の1株当たりの払込金額は、その発行又は処分に係る各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、本持株会に特に有利な金額としない範囲で、取締役会において決定します。

当社と本持株会は、本制度による当社普通株式の発行又は処分に当たって、①一定期間、割当てを受けた株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他の処分を禁止すること（以下「譲渡制限」という。）、②一定の事由が生じた場合には割当てを受けた株式を当社が無償取得することなどをその内容に含む、譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結します。なお、対象従業員に対する本金銭債権の支給は、当社と本持株会との間において、当該本割当契約が締結されることを条件として行われます。

また、対象従業員は、本持株会に係る持株会規約（以下「本持株会規約」という。）に基づき、本持株会が発行又は処分を受けて取得した譲渡制限付株式に係る自らの会員持分（以下「譲渡制限付株式持分」という。）については、当該譲渡制限付株式に係る譲渡制限が解除されるまでの間、当該譲渡制限付株式持分に対応した譲渡制限付株式を引き出すことが制限されることとなります。

<本自己株式処分の概要>

当社は、対象従業員に対し、当社から特別奨励金として金銭債権合計271,005,000円を付与し、当該対象従業員より当該金銭債権の拠出を受けた本持株会が当該金銭債権を現物出資財産として当社に給付することと引換えに、本持株会に対して、当社普通株式合計43,500株（以下「本割当株式」という。）を付与することを決議しました。

本自己株式処分は、当社が対象従業員に金銭債権を付与し、当該金銭債権の拠出をもって本持株会に自己株式を処分するもので第三者割当の方法によるものです。処分株式数につきましては、43,500株を本持株会へ処分する予定です。

なお、本自己株式処分による希薄化の規模は、2026年3月31日現在の発行済株式総数29,272,503株に対する割合は0.15%、2026年3月31日現在の総議決権個数273,613個に対する割合は0.16%（いずれも小数点以下第3位を四捨五入。）であり、その影響は軽微であると考えております。

<本割当契約の概要>

当社と本持株会との間で本割当契約を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

（1）譲渡制限期間

2026年9月25日（払込期日）から当社その他本割当契約で定める会社をいずれも退職する日までの間（ただし、定年退職後再雇用される場合、定年退職日とする。）

本持株会は、上記に定める譲渡制限期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることはできない。

（2）譲渡制限の解除条件

対象従業員が、2026年9月25日（払込期日）から5年を経過する日までの間（以下「本対象期間」という。）、継続して、当社管理職の従業員としての地位その他本割当契約で定める地位（以下「本地位」という。）を有することを条件として、対象従業員の有する譲渡制限付株式持分に応じた数の本割当株式について、譲渡制限期間満了日に、譲渡制限を解除する。また、対象従業員が、本対象期間中に、定年、契約期間満了、死亡、当社関係会社への転籍、役員昇格その他当社の取締役会が正当と認める事由により、本地位を喪失した場合には、当社は、本割当契約に定める時点をもって、当該対象従業員の有する譲渡制限付株式持分に応じた数の本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。

譲渡制限を解除する場合、当社は、本持株会に対して、譲渡制限の解除を行う旨及び譲渡制限の解除を行う本割当株式の数を通知するものとし、本持株会は、本持株会規約等の定めに従い、対象従業員の有する譲渡制限付株式持分に応じた数の本割当株式の全部について、本制度に基づかずに本持株会が取得した株式に関して対象従業員が有する会員持分（以下「通常持分」という。）に振り替えるものとする。

（3）本持株会を退会した場合の取扱い

上記に定める譲渡制限の解除条件を満たす場合であっても、対象従業員が譲渡制限期間中に本持株会を退会する場合（会員資格を喪失した場合又は退会申請を行った場合を意味し、死亡による退会を含む。以下同じ。）は、当社その他本割当契約で定める会社をいずれも退職することに伴い、本持株会を退会する時を除き、当社は、当該対象従業員の有する譲渡制限付株式持分に応じた数の本割当株式の全部について、退会日をもって、当然に無償で取得する。

（4）当社による無償取得

対象従業員が譲渡制限期間中に、法令違反行為を行った場合その他本割当契約で定める一定の事由に該当した場合、当社は当該時点その他本割当契約で定める所定の時点をもって、当該対象従業員の有する譲渡制限付株式持分に応じた数の本割当株式の全部について、当然に無償で取得する。

また、当社は、譲渡制限期間満了時点その他本割当契約に定める所定の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部について、当該時点の直後の時点をもって、当然に無償で取得する。無償取得を行う場合、当社は、本持株会に対して、本割当株式の無償取得を行う旨及び無償取得を行う本割当株式の数を通知するものとし、本持株会は、本持株会規約の定めに従い、当該通知の到達した時点において当該対象従業員の有する譲渡制限付株式持分に応じた数の本割当株式の全部を無償で取得するものとする。

（5）非居住者となる場合の取扱い

対象従業員が譲渡制限期間中に、当社の決定に基づく海外転勤等により、国内非居住者に該当することとなる場合には、上記に定める譲渡制限の解除条件の充足有無にかかわらず、本割当契約に定める時点をもって、当該決定日における当該対象従業員の有する譲渡制限付株式持分に応じた数の本割当株式の全部について、譲渡制限を解除する。

（6）株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、本持株会が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。また、本持株会は、本持株会規約等の定めに従い、本割当株式に関して対象従業員が有することとなる譲渡制限付株式持分と本制度に基づかずに本持株会が取得した株式に関して対象従業員が保有する通常持分とを分別して登録し、管理する。

（7）組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認

を要しない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、取締役会の決議により、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、当該承認の日において本持株会の保有に係る本割当株式のうち、当該対象従業員の有する譲渡制限付株式持分に応じた数の本割当株式の全部について、譲渡制限を解除する。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、本制度に基づき譲渡制限付株式付与のために対象従業員に支給された本金銭債権を出資財産として、対象従業員が本持株会に拠出して行われるものであり、その払込価額は、恣意性を排除した価格とするため、2026年6月24日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である6,230円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、本持株会にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

なお、この価格の東証プライム市場における当社株式の終値平均からの乖離率（小数点以下第3位を四捨五入）は次のとおりとなります。

期間	終値平均 (円未満切捨て)	乖離率
1ヶ月（2026年5月25日～2026年6月24日）	5,991円	3.99%
3ヶ月（2026年3月25日～2026年6月24日）	5,229円	19.14%
6ヶ月（2025年12月25日～2026年6月24日）	4,791円	30.04%

4. 企業行動規範上の手続に関する事項

本自己株式処分は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立した第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

以上